

水質検査証明書

No. J2200002

(1 / 3)

稲美町地域整備部水道課工務係 様

令和4年4月26日

水道法20条登録機関 登録番号第259号
 飲料水水質検査業登録 兵庫県4水第15号の1
 〒675-2113 兵庫県加西市網引町2001番地39
 株式会社 H E R
 水質検査部門管理者 登日 威
 TEL (0790) 49-3221
 FAX (0790) 49-1199

保存期間 永年・10年・5年・3年・1年・()
 公文書公開 公開・非公開 一部 特

貴依頼による水質検査結果を次の通り証明します。

試料名	原水	採取区分	持込
採取場所	南部配水場 1号取水井	受託日	令和4年4月4日
採取日時	令和4年4月4日9時40分	採取者	稲美町水道課 西川和孝
天候	晴 気温 15.6℃ 水温 17.5℃	検査場所	㈱HER 検査室
特記事項			

検査項目	単位	検査結果	定量下限値	基準値	検査方法
一般細菌	個/mL	0 /	0	100以下 /	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第1
大腸菌		陰性 /	-	検出されないこと /	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第2
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満 /	0.0003	0.003以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第6
水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満 /	0.00005	0.0005以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第7
セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満 /	0.001	0.01以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第6
鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満 /	0.001	0.01以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第6
ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満 /	0.001	0.01以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第6
六価クロム化合物	mg/L	0.002未満 /	0.002	0.02以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第6
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満 /	0.004	0.04以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第13
シアニド化合物(イオン)及び塩化シアニド	mg/L	0.001未満 /	0.001	0.01以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第12
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.5 /	0.1	10以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第13
フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満 /	0.08	0.8以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第13
砒素及びその化合物	mg/L	0.01未満 /	0.01	1.0以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第6
四塩化炭素	mg/L	0.0002未満 /	0.0002	0.002以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第15
1,4-ジオキサリン	mg/L	0.005未満 /	0.005	0.05以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第15
トリス(1,2-ジクロロエチル)メタン及びトリス(1,2-ジクロロエチル)アミン	mg/L	0.004未満 /	0.004	0.04以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第15
ジクロロメタン	mg/L	0.002未満 /	0.002	0.02以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第15

水質検査証明書

No. J2200002

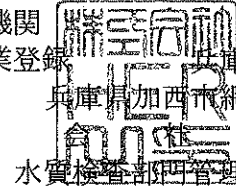
(2 / 3)

稲美町地域整備部水道課工務係 様

令和4年4月26日

水道法20条登録機関 登録番号第259号
飲料水水質検査業登録 兵庫県4水第15号の1
〒675-2113 兵庫県加西市網引町2001番地39

株式会社



水質検査部門管理者 登日 威

TEL

(0 7 9 0) 4 9 - 3 2 2 1

FAX

(0 7 9 0) 4 9 - 1 1 9 9

貴依頼による水質検査結果を次の通り証明します。

試料名	原水	採取区分	持込
採取場所	南部配水場 1号取水井	受託日	令和4年4月4日
採取日時	令和4年4月4日9時40分	採取者	稲美町水道課 西川和孝
天候	晴 気温 15.6℃ 水温 17.5℃	検査場所	(株)HER 検査室
特記事項			

検査項目	単位	検査結果	定量下限値	基準値	検査方法
テトラクロエチレン	mg/L	0.001未満 /	0.001	0.01以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第15
トリクロエチレン	mg/L	0.001未満 /	0.001	0.01以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第15
ベンゼン	mg/L	0.001未満 /	0.001	0.01以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第15
亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満 /	0.01	1.0以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第6
アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満 /	0.02	0.2以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第6
鉄及びその化合物	mg/L	0.01未満 /	0.01	0.3以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第6
銅及びその化合物	mg/L	0.01未満 /	0.01	1.0以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第6
トリウム及びその化合物	mg/L	16 /	0.1	200以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第20
マンガン及びその化合物	mg/L	0.005未満 /	0.005	0.05以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第6
塩化物イオン	mg/L	14 /	0.2	200以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第13
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	32 /	1	300以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第20
蒸発残留物	mg/L	140 /	1	500以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第23
陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満 /	0.02	0.2以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第24
ジエオキシ	mg/L	0.000001未満 /	0.000001	0.00001以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第25
2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満 /	0.000001	0.00001以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第25
非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満 /	0.005	0.02以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第28
フェノール類	mg/L	0.0005未満 /	0.0005	0.005以下	平成15年厚生労働省告示第261号 別表第29-2

水質試験・検査成績書

No. 01-0801-005

令和4年8月25日

依頼者
住所
氏名 稲美町長 中山 哲郎 殿

株式会社 東邦微生物病研究所
大阪市浪速区千本目11番14号
厚生労働大臣登録水質検査機関第100号
大阪府登録建築物飲料水水質検査業
大阪府登録計量証明事業第10177号
大阪市登録衛生検査所第9号
水質検査担当 分析部長 内田 昭二(検査責任者)



令和4年 8月 1日に依頼された試料についての水質試験・検査結果を次の通りにご報告します。

水質試験・検査結果

試料名	原水	気温	29.3 °C
採水場所	南2号取水井	水温	17.5 °C
採水者	稲美町 地域整備部 水道課 大江 富夫 殿	天候	前日 晴 当日 晴
採水日時	令和 4年 8月 1日 9時 45分	試験検査項目	42項目
試験検査期間	令和 4年 8月 1日～令和 4年 8月 24日		

項目	試験結果	水質基準	項目	試験結果	水質基準
1 一般細菌	1	100個/ml以下	31 ジェオスミン	0.000001 未満	0.00001 mg/L以下
2 大腸菌	陰性	検出されないこと	32 2-メチルイソボルネオール	0.000001 未満	0.00001 mg/L以下
3 カドミウム及びその化合物	0.0003 未満	0.003 mg/L以下	33 非イオン界面活性剤	0.005 未満	0.02 mg/L以下
4 水銀及びその化合物	0.00005 未満	0.0005 mg/L以下	34 フェノール類	0.0005 未満	0.005 mg/L以下
5 セレン及びその化合物	0.001 未満	0.01 mg/L以下	35 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.2	3 mg/L以下
6 鉛及びその化合物	0.001 未満	0.01 mg/L以下	36 pH値	6.22	5.8 以上 8.6 以下
7 ヒ素及びその化合物	0.001 未満	0.01 mg/L以下	37 味	異常なし	異常でないこと
8 六価クロム化合物	0.002 未満	0.02 mg/L以下	38 臭気	異常なし	異常でないこと
9 亜硝酸態窒素	0.004 未満	0.04 mg/L以下	39 色度	1 未満	5 度以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 未満	0.01 mg/L以下	40 濁度	0.1 未満	2 度以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.43	10 mg/L以下	41 アンモニア性窒素	0.05 未満	単位: mg/L
12 フッ素及びその化合物	0.07	0.8 mg/L以下	42 侵食性遊離炭酸	22.0	単位: mg/L
13 ホウ素及びその化合物	0.1 未満	1.0 mg/L以下			
14 四塩化炭素	0.0002 未満	0.002 mg/L以下			
15 1,4-ジオキサン	0.005 未満	0.05 mg/L以下			
16 2,4,6-トリクロロフェノール及び2,4,6-トリクロロフェノール	0.001 未満	0.04 mg/L以下			
17 ジクロロメタン	0.001 未満	0.02 mg/L以下			
18 テトラクロロエチレン	0.001 未満	0.01 mg/L以下			
19 トリクロロエチレン	0.001 未満	0.01 mg/L以下			
20 ベンゼン	0.001 未満	0.01 mg/L以下			
21 亜鉛及びその化合物	0.1 未満	1.0 mg/L以下			
22 アルミニウム及びその化合物	0.02 未満	0.2 mg/L以下			
23 鉄及びその化合物	0.03 未満	0.3 mg/L以下			
24 銅及びその化合物	0.1 未満	1.0 mg/L以下			
25 ナトリウム及びその化合物	13.2	200 mg/L以下			
26 マンガン及びその化合物	0.005 未満	0.05 mg/L以下			
27 塩化物イオン	17.0	200 mg/L以下			
28 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	26.6	300 mg/L以下			
29 蒸発残留物	116	500 mg/L以下			
30 陰イオン界面活性剤	0.02 未満	0.2 mg/L以下			

水質基準適否

対照基準値は、上水の水道水質基準【参考値】(平成15年厚生労働省令101号)

検査担当者



印

検査担当者



印